

吹田市環境の保全等に関する条例及び施行規則の一部改正の骨子案

1 目的

吹田市環境基本条例の理念にのっとり、吹田市環境の保全等に関する条例の改正により、事業者が建築物の解体工事について周辺住民に周知する機会を増やし、周辺住民が解体工事について理解を深めることで、周辺住民と事業者とのトラブルの未然防止を図り、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とします。

2 背景

近年、本市において解体工事に伴う苦情件数は増加傾向にあり、併せて、千里ニュータウンで高度経済成長期に建設された建築物の建替えが行われているように、今後、マンションやビル等の建築物が更新時期を迎え、建替えに伴う解体工事の件数は増加することが見込まれます。また、解体工事に伴う苦情の多くは、騒音、振動及び粉じんによるものですが、解体工事に関する周知不足により、更なるトラブルに発展する例が見られ、大規模な解体工事では、市民から説明会の開催を要望されるケースもあります。

3 改正内容

(1) 住民説明義務

ア 対象

現行の条例では、建設工事の施工者に対して、周辺住民に説明する義務又は努力義務を課していますが、発注者等に変更します。

イ 説明の方法

住民に対する説明の方法を次のとおりとします。

(ア) 説明会の開催又は戸別の説明（印刷物の配布を含む。）

(イ) (ア)にかかわらず、工事区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物をいう。以下同じ。）の解体工事を行う場合は、説明会の開催

ウ 説明の範囲

説明会又は戸別の説明の対象となる住民の範囲を次のとおりとします。

(ア) 建築物の解体工事を行う場合は、工事区域の敷地境界からの距離が20メートルの範囲又は解体する建築物の高さの2倍の範囲のいずれか広い範囲

(イ) (ア)以外の工事を行う場合は、工事区域の敷地境界からの距離が20メートルの範囲

エ 説明の内容

(ア) 建設工事の名称及び場所

(イ) 建設工事の発注者等及び受注者の氏名又は名称及び連絡先

(ウ) 建設工事の現場責任者の氏名及び連絡先

(エ) 建設工事の作業内容

(オ) 特定建設作業の工程を示した建設工事の工程

(カ) 特定建設作業の開始時刻及び終了時刻を示した建設工事の開始時刻及び終了時刻

(キ) 騒音、振動、粉じん等の防止の方法

(ク) その他必要な事項

※特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、くい打機、削岩機、空気圧縮機やショベル系掘削機械等を使用し、著しい騒音又は振動を発生する作業をいう。

(2) 標識設置義務

ア 対象

建築物の解体工事の発注者等とします。

イ 標識の記載内容

(ア) 解体工事の名称及び場所

(イ) 解体工事の発注者等の氏名又は名称及び連絡先

(ウ) 解体工事の受注者の氏名又は名称及び連絡先

(エ) 解体工事の期間

(オ) 解体工事の現場責任者の氏名及び連絡先

ウ 設置の方法

工事現場の外部から見やすい場所に設置することとします。

エ 設置期間

(ア) 工事区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物の解体工事を行う場合は、工事開始の少なくとも30日前から工事完了までとします。

(イ) (ア)以外の建築物の解体工事を行う場合は、工事開始の少なくとも7日前から工事完了までとします。

(3) 報告義務

ア 対象

建築物の解体工事の発注者等とします。

イ 報告内容

(ア) 工事区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物の解体工事を行う場合は、住民説明終了後、速やかにその内容等を市長に報告するものとします。

(イ) (ア)以外の建築物の解体工事を行う場合は、住民説明終了後、速やかにその内容等を市長に報告するよう努めるものとします。

(4) 勧告

建築物の解体工事の発注者等が、住民に対する説明、標識の設置又は住民に対する説明の市長への報告を行っていないと認めるときは、これらの行為を行うことを勧告することができるものとします。

(5) 公表

勧告を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができるものとします。

4 スケジュール（案）

パブリックコメント	平成28年	9月1日～9月30日
市民意見と市の考え方を公表		11月下旬
11月定例会提案		11月下旬
条例公布		12月下旬
条例施行規則公布	平成29年	2月下旬
条例施行		9月1日